

## 倫理法・倫理規程セルフチェックシート (係長級職員用⑧ 解答・解説)

答え合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説などもご参考ください。

番号	正解	解説
1	○	<p>倫理法・倫理規程の適用対象となる「職員」は、国家公務員法に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問、参与等で常勤を要しないものを除く。)です(倫理法第2条第1項)。したがって、たとえ同じ係において国家公務員と一緒に業務を行っていたとしても、国家公務員としての身分を有していない研修員は、倫理法・倫理規程の適用対象となりません。</p>
2	×	<p>入札等の契約の相手方としての利害関係者には、契約を締結している事業者等のみならず、契約の申込みをしている事業者等や、契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等も含まれます(倫理規程第2条第1項第7号)。</p> <p>入札公告がなされていない段階であっても、入札が定期的に行われていたり、入札の計画等が既に内部で決定されている場合、事業者の言動によっては、「契約の申込みをしようとすることが明らか」とあると判断され、利害関係者に該当することもあり得ます。</p> <p>なお、入札等の契約に関する利害関係については、会計担当部局や各局総務担当といった契約事務担当だけでなく、契約の内容を実質的に決定する職員にとっても、契約の相手方が利害関係者となりますので御留意ください。</p>
3	○	<p>職員が利害関係者と共に旅行をすることは、倫理規程上の禁止行為に該当します(倫理規程第3条第1項第8号)。</p> <p>本問については、職員と利害関係者のOBが合宿先まで同行し、現地で共に一泊し、合宿先からの帰路も同行することとなることから、「共に旅行」をすることに該当します。</p>
4	×	<p>自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由にできますが、きちんと割り勘になっていなかった場合など、自己費用負担額が不十分だった場合には、実際の金額との差額分の供應接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当します(倫理規程第3条第1項第6号)。</p> <p>本問で、上司と自己的負担額を合計した額(6千円+2千円)を頭数の2で割った額(4千円)が利害関係者の負担分(4千円)と同額であり、きちんと割り勘になっているといえます。本問については、利害関係者と共に飲食をした場合であっても、利害関係者との間での費用負担が適切であることから、職員同士で費用を傾斜配分をすることには問題ありません。</p>
5	×	<p>倫理規程第3条第2項第7号においては、「職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること」は行うことができるとしています。</p> <p>この「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要です。本問においては、午前の監査が終了し、午後の監査が始まるまでの間に昼食をとるというケースであり、会議と一体のものとはいえません。また、監査は、権限行使するという職務の性質上、ここでいう「会議」には含まれないとされています。</p>

番号	正解	解説
6	×	<p>利害関係者に働き掛けて、第三者に対して倫理規程第3条第1項で規定されているような行為をさせることは禁止されています（倫理規程第3条第1項第9号）。宣伝用物品の受領など、職員本人であれば禁止行為の例外として認められる行為も、本問の規制については、利害関係者に「要求」するという反倫理性の強さから例外は認められていません。</p>
7	×	<p>「私的な関係」とは、「職員としての身分にかかわらない関係」とされていますが（倫理規程第4条第1項）、この「職員としての身分」には、任命権者の要請に応じて特別職国家公務員や地方公務員等に出向していた期間における身分を含むと定められています（倫理規程第4条第3項）。しかし、本問のように、出向中に子どものスポーツ活動やPTA活動を通じて知り合った者等は、私的な関係に該当し得ます。</p>
8	×	<p>同一府省内の「職員」は利害関係者に含まれないと解していますが（平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官）、「業務委託契約先の社員」については、同じ職場で働いているとはいえ、国家公務員ではないことから、利害関係者に該当します。</p> <p>したがって、本問の場合、業務委託契約先の社員は利害関係者であり、その者からお土産を受け取ることは、倫理規程第3条第1項第1号の禁止行為（利害関係者からの物品の受領）に該当します。</p>
9	×	<p>倫理規程第5条第1項では、「利害関係者に該当しない事業者等であっても、（略）社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない」と規定されています。</p> <p>本問の場合、高校時代からの付き合いがある友人であっても、その友人が事業を行う「事業者」に当たることから（倫理法第2条第5項）、その友人から無償で提供された酒類の金額、提供頻度等によっては、社会通念上相当と認められる程度を超えた供應接待又は財産上の利益の供与に当たる場合があります。</p>
10	×	<p>公務員倫理ホットラインでは、匿名の相談・通報も受け付けています。</p> <p>通報者の氏名・連絡先等を伺った場合でもそれらを同意なく外部（窓口以外）に提供することはなく、相談・通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。</p> <p>※ 相談・通報は、検索エンジンで「公務員倫理ホットライン」と入力してアクセスしてください。</p>